

# 「宇治ほうじ茶」商標使用規程（案）

（目的）

第1条 本規程は京都府茶協同組合（以下「組合」という）が所有する**宇治ほうじ茶**の商標（以下「本商標」という）の適切な使用および管理の方法を定めることにより、組合員および組合員の信用ならびに本商標の名声を高め、組合および産地の活性化、組合員の繁栄、ならびに消費者の利益を図ることを目的とする。

（本商標）

第2条 本商標は、下記の商標である。

商標 1（第30類）

**1 「宇治ほうじ茶」** 商標登録第〇〇〇〇〇〇（地域団体商標）

指定商品「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内の業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶を**焙じ上げた茶**」

（商品）

第3条 本商標を使用することのできる商品は、本商標の指定商品に明記されている商品であって、組合が定める「**宇治ほうじ茶**」商標使用規程に関する内規（以下「内規」という）に記載する使用要件を満たすものでなければならない。

（本商標の使用者）

第4条 本商標を使用することのできる者は、次のとおりとする

- （1）組合及び組合員
- （2）（1）以外の者で理事会において認めた者

（本商標の使用）

第5条 本商標の使用については、本規程の定めるところにより、自己が製造販売する商品ならびに当該商品に付随する包装等の資材および当該商品に関する印刷物・WEBサイト・宣伝・広告に限るものとする。

- 2 第4条（2）の者に本商標を使用させる場合の商品については、第3条で規定するもので、かつ第4条（1）の者から流通するものでなければならない。

（商標管理委員会）

第6条 組合は組合内に商標を管理する商標管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会の委員は、理事長が組合理事から任命する。
- 3 委員の任期は組合理事の任期に準ずる。
- 4 委員は互選により委員会の委員長を選任する。
- 5 委員会の役割は次のとおりとする。
  - (1) 商標の管理全般に関する事
  - (2) 商標使用監視に関する事
- 6 委員会の事務は組合事務局が行なう

(使用許諾証明申請)

第7条 第4条(2)の者が、本商標を使用するにあたり、使用許諾等の証明を必要とする場合においては、所定の申請用紙に記入し、第5条第2項の事実が確認できる資料並びにその本商標を使用する当該商品を確認できる資料を組合まで提出しなければならない。

(証明書手数料)

第8条 組合は、第7条における使用許諾等の証明書にかかる発行手数料を申請者に請求する事が出来る。

- 2 手数料は証明書発行の手續完了後に支払わなければならない。
- 3 手数料は内規に記載し、毎年見直すものとする。

(変更・中止届け)

第9条 第7条により本商標の使用許諾証明書が発行された商品について、その使用について変更を行うときは、所定の様式により組合に届け出を行わなければならない。

- 2 第7条により本商標の使用を認められた商品においては、その使用を中止するときは、所定の様式により組合に届け出なければならない。
- 3 前項により本商標の使用を中止したとき、組合は当該使用許諾の証明において、既に領収した発行手数料は返還しない。

(不適正使用対応)

第10条 組合は本商標の本規程第3条、第4条または第5条に反する使用を発見した場合、委員会にそれを調査させる。

- 2 委員会はその使用が本商標の本規程第3条、第4条または第5条に反すると判断し

た場合、理事会に報告する。

- 3 本商標の本規程第3条、第4条または第5条に反する使用をしていると判断された者は、委員会にて上訴する事が出来る。

(啓発)

第11条 組合は本商標の声価高揚とその保護のため、業界をはじめ広く消費者に本商標のPRを行い、その適正な使用について啓蒙しなければならない。

(附則)

第1 本規程は令和3年〇月〇〇日より施行する。(令和3年〇月〇〇日 理事会承認)

京都府茶協同組合

